

# Bi-Weekly Newsletter

Jan 09, 2019

ISSUE 12.

## I. 統計資料

02

- 2017年税目別課税前適否審査請求の処理実績

## II. 産業ニュース

02

- 金融監督院、‘研究開発費資産化’会計処理の再審査を予定

## III. 最新事例・判例

03

- 貸倒金に係る 이슈(事前-2017-法令解釈法人-0205,2017.6.7)
- 同一取引先に継続的な取引で多数の債権が発生したが、そのうちの一部債権のみを返済してもらった場合、債権の消滅時効の中断事由として承認されるか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせ下さい。

### Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・ Cholジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジヨン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

## I. 2017年税目別課税前適否審査請求の処理実績

- 統計庁国家統計ポータル、国税庁国税統計

### 主な内容

- 2017年国税庁の税目別課税前適否審査請求の処理実績は次のとおり。

税目別	税務調査結果 及び課税予告 通知(件)	処理対象 (件)	通知件数 対比 受付比率 (%)	処理件数(件)					減税額 (百万ウォン)
				小計	採用	非採用	審査 除外	採用比率 (%)	
合計	239,885	2,909	1.1	2,541	611	1,683	247	24.0	305,770
総合所得税	92,925	693	0.7	636	130	437	69	20.4	12,939
法人税	13,673	218	1.4	175	57	105	13	32.6	98,534
付加価値税	69,395	637	0.8	562	154	347	61	27.4	90,289
譲渡所得税	36,473	798	1.9	698	138	505	55	19.8	16,406
相続税	7,571	109	1.2	98	30	54	14	30.6	56,356
贈与税	15,582	415	2.3	343	96	216	31	28.0	28,786
その他	4,266	39	0.7	29	6	19	4	20.7	2,460

## II. 金融監督院、‘研究開発費資産化’会計処理の再審査を予定

- 金融監督院報道資料(<http://www.fss.or.kr>)

- 金融監督院は、2018年12月19日に報道資料を通じて、今年の研究開発費資産化会計処理と関連して製薬・バイオ企業を対象に行った監理において、重点的に点検した項目および監理指摘事例について案内した。
- また、2018会計年度の事業報告書上で財務諸表に技術的な実現可能性の要件を充足できなかった研究開発費を自己訂正した場合には、別途措置を取らない予定のため、製薬・バイオ企業は2018会計年度の決算時に会計処理基準に符合する研究開発費の会計処理を行うよう注意を呼びかけた。
- 金融監督院は2018年9月に既に「製薬・バイオ企業の研究開発費会計処理に関する監督指針」を発表したことがあり、このような監督指針により行われた会計処理が適正であるか監査が行われた。
- また、金融監督院は無形資産認識および評価の適正性は2018会計年度財務諸表に対する審査時に重点的に点検する会計Issueに選定(2018年12月11日 報道資料配布)したことがある。
- さらに、開発費会計処理にかかる重要監理指摘事例を持続的にアップデートして、市場に案内する予定であると述べた。
- 上記の内容を基に金融監督院は2018会計年度財務諸表が開示されれば、開発費認識および減損評価などが適正に行われたのか審査対象会社を選定して点検する予定であると明らかにしたため、関連企業は2018会計年度の決算時には万全な注意が要求される。

#### 1. 質問要旨

同一取引先に継続的な取引により多数の債権が発生したが、そのうちの一部債権のみを返済してもらった場合、債権の消滅時効の中断事由として承認されるか。

#### 2. 事実関係

- 甲法人は△△△製造業を営む中小企業であり、乙法人に対する2013年から2015年までの染色処理にかかる売上と関連して債権一部を回収できずにいる状況である。
- 甲法人は2013年7月から2014年5月までの売上高に対しては翌月または翌々月に債権を指定して回収したが、2014年6月からは指定回収がこれ以上行われず、督促によってのみ従来の売上債権を少しずつ回収して2015年8月最終的に11,218,426ウォンを回収し、乙法人は2015年11月25日に廃業した。
- 売上および回収内容は次のとおり。

売上日	発生額	回収額	残高	備考
'13.3.31.	103,244,790	11,218,426	92,026,364	'15.8. 最終回収
'13.4.~'13.6.	185,886,211		185,886,211	
'13.11.30.	90,087,426		90,087,426	
'13.7.~'14.5.	528,816,105	528,816,105	0	債権発生翌月または翌々月に指定回収
'14.6.~'14.12.	64,550,871		64,550,871	
'15.1.~'15.6.	61,080,689		61,080,689	
計	1,033,666,092	540,034,531	493,631,561	

#### 3. 回答

- 内国法人が同一取引先との継続的な取引により多数の債権・債務関係が発生し、債務者である当該取引先が取引終了以後にも債務の一部を返済した場合には、既存のすべての債務に対し承認したのものとして、返済後に残った債務全部に対し消滅時効の中断効力が生じる。

#### 4. 参考

- 時効中断事由は、①請求、②差し押えまたは仮差押え・仮処分、③承認の三つがあり(民法第168条)、①および②は債権者が権利を主張するもので、③は債務者が相手の権利を認めるものである

The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.

© 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

#### 4. 参考(続き)

- 承認は債務者が消滅時効の完成により債権を喪失することになる者に対し相手の権利または自身の債務があることを知っているとの旨を表示することによって成立する。
- 客観的には数件の未返済債務のうち一部を返済しても主観的には数件の債務全部を返済する意思があった場合、これは債務全部に対する承認に該当し、
  - ✓ 同一当事者間に継続的な取引関係によって同じ種類を目的とする数件の債権関係が成立している場合、債務者が債務の一部を返済した時には特別な事情がない限り、既存の数件の債務全部に対し承認したと見る。

#### 5. 関連法令

- **法人税法第19条の2【貸倒金の損金不算入】**

①内国法人が保有している債権のうち債務者の破産など大統領令で定める事由で回収できない債権の金額[以下“貸倒金”]は、大統領令で定める事業年度の所得金額を計算する時に損金に算入する。  
(2018. 12. 24. 改正)

②(以下省略)

- **法人税法施行令第19条の2【貸倒金の損金不算入】**

①法第19条の2第1項において“大統領令で定める事由で回収できない債権”とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(2009. 2. 4. 新設)

1. 「商法」による消滅時効が完成した売掛金及び未収金
2. 「手形法」による消滅時効が完成した手形
3. 「小切手法」による消滅時効が完成した小切手
4. 「民法」による消滅時効が完成した貸付金及び前払金
5. 「債務者の再生及び破産に関する法律」による再生計画認可の決定または裁判所の免責決定により回収不能と確定した債権

(以下省略)

The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.

© 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.